

青森県岩石採取計画認可事務取扱要綱の一部改正（案）

1 改正の趣旨

採石法（昭和25年法律第291号）の施行に係る採取計画の認可期間については、青森県岩石採取計画認可事務取扱要綱において、申請の区分によりその期間を定めているところですが、今般、その一部を見直しし、申請の区分のうち、「新規及び継続の申請で「団体の保証書」が提出され、知事が災害防止上支障がないと認める岩石採取場の申請」に係る認可期間を改正するものです。

2 改正の内容

「新規及び継続の申請で「団体の保証書」が提出され、知事が災害防止上支障がないと認める岩石採取場の申請」に係る認可期間を「5年以内」から「7年以内」に改正します。

3 施行期日

令和5年5月下旬（予定）